

第9回世羅町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年9月25日(月) 13時30分から
2. 開催場所 世羅町役場 南館3階 会議室2
3. 出席委員 14人

会長	1番	内海 武博	
会長職務代理者	2番	作田 博	3番 折元 文則
	4番	日南田貴美	5番 宮丸 和也 6番 安井 弘之
	7番	鈴木 義昭	8番 石井 裕士 9番 島津 健治
	10番	上野 悟	11番 桜井 陽子 12番 得納 逸二
	13番	立石 浩一	14番 兼国 幸秀

農地利用最適化推進委員

4. 欠席委員 なし
5. 議事録署名委員の指名 6番 安井 弘之 7番 鈴木 義昭
6. 議事日程

第1 付議事項

- 議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請について(1件2筆)
- 議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請について(1件1筆)
- 議案第41号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2の規定による農用地利用集積計画について(一括方式)
- 議案第42号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画について(権利の移転)

第2 協議事項

- (1) 農地法に基づく処分に係る審査基準等の改正(案)について
(農地法関係事務処理ガイドライン及び
農地法に関する各種証明事務ガイドラインの改正について)

第3 報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知について
- (2) 農地法第3条の3の規定による届出書について
- (3) 非農地証明申請について
- (4) 農業相談について

第4 連絡事項

- (1) 今後の日程

7. 出席農業委員会事務局職員 事務局長 垣内賢司・係長 城西隆志

8. 委員・事務局職員以外の出席者 産業振興課産業振興係 年宗 誠

9. 傍聴者 なし

10. 会議内容(議長 1番 内海 武博) (開会 13時29分)

事務局 はい、定刻となりましたので、総会の方を開催いたします。注意事項といたしまして、総会中は携帯電話の電源を切るか、マナーモードにしてください。また、総会中、席を立たれるときは、議長の了解を得て退席をしてください。

では会長、挨拶をお願いします。

会長 (会長挨拶：省略)

議長 それでは第 9 回農業委員会総会を開会します。現在の在任委員は 14 人で、本日の出席委員は 14 人です。世羅町農業委員会会議規則第 6 条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので、総会は成立します。本日の総会議事録署名者は、6 番安井 弘之委員さん、7 番 鈴木 義昭委員さんをお願いします。

(報告事項)

議長 付議事項に入る前に、他の権利設定等の関係から、報告事項(1)「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」事務局の報告を求めます。

事務局 報告事項(1)「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」2 件 7 筆報告。

議長 次に付議事項に入りますが、推進委員は 1 名のみ入室していただき、事務局からの説明及び推進委員からの報告を受け、案件ごとに質疑応答まで行いたいと思いますので、よろしくお願いします。また、報告が終わられた推進委員は、お帰りいただくこととしますので、よろしくお願いします。

(議案第 39 号)

議長 それでは、議案第 39 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」1 件 2 筆を議題といたします。

議長 報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。

(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 はい、それでは議案集 1 ページをご覧ください。議案第 39 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」です。(以下議案集により朗読説明)

(議案第 39 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の内容)

譲受人	譲渡人	理由(渡・受入)	現地調査委員	現況地目	地積
		(渡)相続により農地を取得したが、遠方に居住しており、農業後継者もいないため。 (受)法人の構成員であり所有権を得て安定した経営を行うため。 [redacted] [redacted]	藤高 勝見 黒木啓	田 2 筆	1,236 m ²

事務局からは以上です。

事務局 (議案集により 1 件目について朗読説明。)

議長 はい、1 件目について藤高委員さんより報告をお願いします。

藤高委員 はい、9 月 16 日午後 6 時前頃、私と勝見委員・黒木委員 3 名で現地の確認をさせていただきました。申請地には、水稻、大豆が現在、作付されております。以上のことを確認しましたので、報告させていただきます。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

(推進委員退室)

議長 それでは、採決いたします。申請通り許可するものとして取り扱う事に賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。ありがとうございました。

(議案第 40 号)

議長 続きまして、議案第 40 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」(1 件 1 筆)を議題とします。

議長 報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。

(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集 7 ページをご覧ください。議案第 40 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」です。(以下議案集により朗読説明)

(議案第 40 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」)の内容

譲受人	譲渡人	台帳地目等	転用目的等	現地調査委員	備 考
■■■■■ ■■■■■ ■■■■■ (使用貸借権設定)	■■■■■	田 1 筆 481 m ²	納屋解体及び倉庫新築に伴う仮設道路 (一時転用 1 年間)	松田 堀田 小池栄	第 2 種農地 農用地区域外

事務局からは以上です。

事務局 (議案集により 1 件目について朗読説明。)

議長 はい、1 件目について松田委員さんより報告をお願いします。

松田委員 はい、9 月 20 日午前 10 時頃、堀田委員、小池栄治委員、松田の 3 名で現地を確認しました。転用する土地からの土砂の流出はありませんので、現状のまま利用し、土地造成・整地はしない。土砂の流出についても特に被害を生ずる恐れはないので、現状のまま使用する。周辺の農地の日照や通風等については、影響がないので防除措置はいたしません。用水計画について、用水は必要としません。排水計画について、雨水は自然流下、汚水は発生しません。その他といたしまして、一時転用終了後は、農地へ復元することです。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員からの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

した。

(推進委員退室)

議長 それでは、採決いたします。申請通り許可するものとして取り扱うことに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。ありがとうございました。

(議案第 41 号)

議長 続きまして、議案第 41 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項及び農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 2 の規定による農用地利用集積計画について（一括方式）」を議題といたします。

この議案は、世羅町長より諮問されており、農業委員会の意見を求められております。それでは世羅町産業振興課より説明を求めます。

産業振興課 失礼します。世羅町産業振興課の産業振興係の年宗です。よろしくお願いいたします。それでは、別冊議案第 41 号の「農用地利用集積計画（一括方式）の作成について」、農地中間管理機構を通じた契約の集積となります。（以下、1 期間・2 新規再設定・3 貸借手数・4 地目別について農地利用集積計画（一括方式）を概略説明。）

甲山地区	2 筆	4,228 m ²	世羅地区	20 筆	30,172 m ²
世羅西地区	13 筆	19,750 m ²	合 計	35 筆	54,150 m ²

理由につきましては、中間管理機構を通じた集積によるものでございます。以上です。

議長 はい、産業振興課からの説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ございませんか。

議長 原案が適当であると答申するものとして取り扱いますが、よろしいですか。

議長 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、原案が適当であると世羅町長に答申するものとして取り扱います。ありがとうございました。

(議案第 42 号)

議長 それでは、議案第 42 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積等促進計画について（権利の移転）」を議題といたします。

この議案は、世羅町長より諮問されており、農業委員会の意見を求められております。この件について世羅町産業振興課から説明を求めます。

産業振興課 別冊議案第 42 号「農用地利用集積等促進計画（権利の移転関係）の作成について」農地中間管理機構を通じた集積計画の内、権利の移転が生じた場合、農業委員会に意見聴取を行うものでございます。2 ページをお開きください。今回の転賃は、世羅西地区で 42 筆 90,062 m²、内訳は、42 筆 90,062 m² が、(株)中電エワールドファームからイオンアグリ創造(株)へとなっています。

理由につきましては、事業の継承によるものでございます。説明については以上です。

議長 はい、産業振興課からの説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 はい。2番委員さん。

2番 2番作田ですけど、期間ですよ、期間が、大体中間管理機構は、10年なんですけど、3年か5年かバラバラじゃなかったかと思うんですけど、説明をお願いします。

議長 はい、産業振興課よろしくお願いいたします。

産業振興課 はい、失礼いたします。期間につきましては、各々で、中電エワールドファームさんが、各個人さんとそれぞれ契約をなさっております。その期間をそのまま継承した形となっておりますので、それぞれの年度が3年なりとかいう数値になっております。以上です。

議長 はい、そういう説明で。

2番 結局、それが最終的にきちっとそろえるということ？全体は、次の契約が皆揃う様にすることですね。そしたら。

議長 はい、産業振興課。

産業振興課 その後の契約につきましては、イオンアグリさんの方で、契約年数をどの様に設定されるかというのは、考えておられるかと思います。

議長 はい、結局10年の縛りというのはないということ。

2番 そうということですね、10年の縛りいうものはいらないということですね。

議長 ということでもいいんですか。

産業振興課 はい大丈夫です。

2番 はい、我々が契約した時に何年でも4年でも5年でも、いいということですね。

産業振興課 更新される場合とかいう時にはですね、例えば、他な契約と年数を揃えるという形で、10年ではなく、3年であったり、4年であったり、そういった年数で契約されることもございます。必ずしも10年でなくてはならないという訳ではございません。

2番 分かりました。以前は10年というのが恒例だったんで、それがいつからこうなったのか分からなかったんで、説明を、今の質問をしました。以上です。

議長 はい。よろしいですか。

2番 はい。

事務局長 ちょっと補足を。

議長 はい、事務局から。

事務局長 すみません。事務局長の垣内です。今、作田委員から言われたことなんですけど、当初から10年でないといけないというのは無かったんですよ。ただ、補助金の要件として6年以上だったかな、10年、10年以上、そのようなものがありましたので、当初、法人の皆さんとか、つけ替えてもらって、補助金をというようなことをやってきたと思うんですけど、そこで10年以上とかいうような要件がございましたので、10年ということをお願いをしてきており

ます。ですから、10 年以上でないといけないというのは無かったとご理解いただければと思います。

議長 はい、よろしいですか。

2 番 10 年だと思っている。多分、皆そう思っていると思う。

事務局 基本的な所を 10 年以上というところがありつつ、それに応じてどうしても利用権を設定される際の周期とかを合わせたいとかですね、そういったところの部分で、期間が短くなったり、逆に昔は 10 年と関係ありましたが、逆に今では 20 年とか、まだ長めの設定までも機構の方で、マッチングというか、それをする中で、期別に関しては、基本的には 10 年、しょっぱなで、新規で借りられるというか、農地中間管理機構を活用して、農地を出される方については、基本は 10 年、なお且つ、相続登記がなされてなかったら 5 年とかいう所は、基本でさせて、新規の方についてはそういったところになってきますが、先ほど言った通り、新規で借りられる中でも、利用権設定の、他の農地を借りているものとの周期を合わす必要があるということがございましたら、随時、調整させてもらいながらですね、多分対応の方、させていただいているのではないかと思います。以上です。

議長 よろしいですか。はい。

議長 それでは、原案が適当であると答申するものとして取り扱いますが、よろしいでしょうか。

議長 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 はいどうも、全員挙手により、原案が適当であると世羅町長に答申するものとして取り扱います。ありがとうございました。

議長 産業振興課。

産業振興課 失礼いたします。今回お配りしております、議案第 41 号の答申の諮問のところでございますが、その本文の中で、別紙のとおり申し出（8 月 2 日受付分）と書いていますが、こちらは（8 月 31 日受付分）でございますので、この場を借りて訂正いたします。

議長 よろしいですか。はい。

議長 それでは、本日の議案は全てご審議いただきましたので、ここで協議・報告事項に移らせていただきます。併せて議長も交代いたします。作田副会長、よろしくをお願いします。

(13 時 51 分)

(議長交代 2 番 作田 博)

(協議事項)

議長 それでは協議事項（1）農地法に基づく処分に係る審査基準等の改正（案）について（農地法関係事務処理ガイドライン及び農地法に関する各種証明事務ガイドラインの改正について）事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集別冊協議事項 1 をご覧ください。農地法関係事務処理、農地法に基づく処分に係る審査基準等の改正の関係でございます。こちらの方の改正

ですが、これは国からの要綱によりまして、広島県におきまして、農地法関係事務処理ガイドラインが一部改正される予定でございますので、そういったものに含めて世羅町農業委員会におきましても対応する様に、ガイドライン等を改正するものでございます。具体的には、こちらの方に記載させていただいておりますが、その他具体的な関係を口頭でご説明させていただきます。まずは改正概要でございますが、広島県の公用文に関する規定の一部改正に伴いまして、読点がカンマから句読点の方に全て改めをさせていただいております。続いて農地法施行規則の一部改正によりまして、農地法第3条許可申請書、これは、所有権移転の場合と農地所有適格法人（農地を所有している法人に限ります。）の第6条によって報告書を出していただくようになっておりますが、その際に、申請者及び農地所有適格法人、これは株主及び理事を含むものでございますが、その国籍等及び在留資格もしくは特別永住者である旨の記載を要することとされたため、関係する様式及び記載要綱の方を定めさせていただき、変更の方をさせていただいております。それに基づきまして法人の構成員等の記載方法等が一部変わっております。具体的には、この戸籍法等の下線を引かせてもらっていますが、重複するようですが、戸籍等の記載を要することとされたことによりまして、国籍等及び在留資格もしくは特別永住者について、確認のために住民票の写し、本籍とか国籍そういったものの添付を必要とするようなことになってまいります。それはまた、農業委員会が別に定める方法で確認できる場合は省略できるというようになっておりますが、実際、農業委員会の方で、そういった住民票の本籍等の確認をすることは出来ませんので、実際の申請時につきましては、確認のための住民票の写し等を付けていただくような形になると思います。また、それに伴いまして、農地法第3条及び第5条の許可申請の関係で、登記上の所有者が死亡して相続未登記の場合、譲り渡し人が現在の所有者であることを証する書面として、戸籍、除籍、原戸籍の謄本の提出を求めています。法務局、これは登記官が認証した、法定相続情報一覧図と言ったものの写しで代えることが出来る、といったところも含めさせていただいて、様式、記載要領等の方を変更させていただく予定です。農地法に関する関係事務処理ガイドライン等の改正につきましても、先ほど説明させていただきました様に、公用文に関する規定の一部改正に伴いまして、カンマから句読点、読点の方に改めの方にさせていただいております。1ページめくっていただきまして、2ページ目のところの3番に国籍等の記載を要する場合と言う事で、3条許可申請書の場合で、あくまでも所有権を取得しようとする個人の場合に必要となります。譲り渡し人の方は不要です。また、農地所有適格法人が所有権を取得しようとする場合も、その法人がどこの法人、国内の、日本国の制定されている法人なのか、どうかと言うところになります。また、法人の理事についても同様でございます。これと連動いたしまして農地法第3条の3の届出書、いわゆる相続登記の関係の申請につきましても、個人の場合、法人の場合でも国籍の確認が必要となります。同じく農地所有適格法人からの報告書につきましても国籍等の確認が今後必要となってまいります。3ページ

目をご覧ください。これは先ほど、その他の改正事項ということで、法定相続情報一覧図の写しで代えることが出来るようになった、ということでございます。実際の運用につきましては、法務局でそれを出す場合であると、相続登記は完了していると考えられますので、対応することは少ないのではないかと事務局の方では考えております。(2)番目ですが、次回の改正予定ということで、線を引かせていただいておりますが、土地登記簿の全部事項証明書、今は原本のものを付けていただいて提出の方していただいて、申請の方につけていただいております。これが登記情報提供サービスで取得した照会番号の提供で代えることが出来る、という様な動きが今後ございますので、今後の改正予定というところで合わせてご説明の方、させていただきます。以上です。

議長 はい、事務局からの説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 どうぞ。1 番

1 番 はい、今の(2)の次回の改正点についてのアンダーラインのところ、登記情報提供サービスで取得した照会番号の提供、具体的にはどのようなことですか。

事務局 はい、登記事項証明書の中にですね、現在証明した中にサービスの照会番号というものの表示があるものを提出していただくようになります。その中のその番号をもちまして、農業委員会事務局の方で照会番号を利用されて、利用できるサイトの方へ接続させていただいて、実際、現在の登記簿がその様になっているか、原本と相違ないかというところを確認させていただくという形になります。

1 番 それでは、照会番号を教えてもらって、申請書につけてもらって、それを事務局で照らし合わせてみて、それがはっきり分かればOK、こういう考え方でいいですか。

事務局 はい、その様になります。

1 番 はい、ありがとうございました。

議長 ほかにありませんか。

議長 ございませんか。

議長 はい、それでは原案通りとして取り扱いますがよろしいでしょうか。

議長 採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

議長 はい、ありがとうございました。全員挙手により、案が成立しました。

(報告事項)

議長 続いて報告事項に移らせていただきます。報告事項(1)については冒頭に報告がありましたので、報告事項(2)「農地法第3条の3の規定による届出書について」事務局より報告を求めます。

事務局 報告事項(2)「農地法第3条の3の規定による届出書について」 5件報告。

議長 事務局からの説明が終わりました。

議長 それでは、報告事項(3)「非農地証明申請について」事務局より報告を求め

ます。

事務局 報告事項(3)「非農地証明申請について」 6件報告

議長 事務局からの説明が終わりました。

議長 それでは、報告事項(4)「農業相談について」事務局より報告を求めます。

事務局 報告事項(4)「農業相談について」 なし

議長 事務局からの説明が終わりました。

(連絡事項)

議長 はい、それでは、連絡事項(1)「今後の日程」について事務局から連絡をお願いします。

事務局 連絡事項(1)「今後の日程」連絡。

議長 その他で、会長から何か報告がありますか。

会長 (会長報告：省略)

議長 はい、それでは事務局から何かありますか。

議長 はい。分かりました。

議長 委員の方から何か、連絡がありますか。

議長 はい、よろしいでしょうか。はい。

議長 はい、ありがとうございました。これを持ちまして第9回世羅町農業委員会総会を終了いたします。

(閉会 14 時 14 分)

